

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い官職（会計検査院及び人事院に属する官職を除く。）として政令で定める官職に対する任命権は、内閣に属する。

第三章第六節第一款第二目中第八十一条の五の次に次の一条を加える。

（退職の勸奨の禁止）

第八十一条の六 任命権者は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第

一項第九号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員については、退職を勸奨してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置等）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い官職に対する任命権は内閣に属することとともに、指定職俸給表の適用を受ける職員に対する退職の勸奨を禁止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。